国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成30年５月14日

国土交通大臣　石井　啓一

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、一等航空整備士（飛行機に限る。）、一等航空運航整備士（飛行機に限る。）及び航空工場整備士の資格に係る技能証明

二　航空工場整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

三　運航管理者技能検定

四　事業用操縦士、自家用操縦士、航空通信士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士に係る技能証明

五　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

六　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

七　計器飛行証明

八　操縦教育証明

九　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所

一　前項第四号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成30年７月21日（土）①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都④名古屋市⑤大阪府⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市

二　前項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成30年７月22日（日）③東京都⑤大阪府⑧那覇市

三　前項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験　平成30年７月22日（日）③東京都⑤大阪府

3　申請書の受付期間　平成30年６月13日（水）から平成30年６月20日（水）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　④名古屋市⑤大阪府⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成30年６月21日（木）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　准定期運送用操縦士（法規）

三　事業用操縦士（法規）

四　自家用操縦士（法規）

五　一等航空整備士（法規、機体、タービン発動機、電子装備品等）

六　二等航空整備士（法規）

七　一等航空運航整備士（法規）

八　二等航空運航整備士（法規）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成28年検第29162号不正電磁的記録カード所持被疑事件（平成30年領第590号）　1．現金450,000円

平成28年検第29162号不正電磁的記録カード所持被疑事件（平成29年庁外領第390号）　1．偽造カード（紙片貼付）36枚。2．財布２個

平成29年検第1326・1327号窃盗等被告事件（平成30年領第902号）　1．現金10,100円。2．千円札ようのもの（プラスチックに包まれているもの）２枚

平成29年検第1326・1327号窃盗等被告事件（平成29年庁外領第7035号）　1．外国硬貨（米国１ドル95セント、ベトナム2000ドン）。2．外国紙幣（韓国2000ウォン、米国１ドル、タイ10バーツ）。3．腕時計８個。4．カフス４個。5．金属片２個。6．ギフト旅行券20枚。7．古銭１個。8．玉６個。9．ネクタイピン10個。10．ネックレス24本。11．ピアス２個。12．ビニール袋３袋。13．プラスチック片１個。14．ブレスレット３本。15．ブローチ４個。16．ペンダントトップ５個。17．指輪７個。18．レシート２枚。19．割引券１枚

平成29年検第28953号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成30年領第586号）　1．現金2,511,000円（封筒入り）

平成29年検第28953号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成29年庁外領第10431号）　1．キャッシュカード34枚。2．携帯電話機１台。3．ご利用明細票23枚。4．たばこの空き箱３箱。5．レジ袋１袋

平成29年検第10583号窃盗等被告事件（平成29年庁外領第6058号）　1．外国硬貨（米国２ドル33セント、オーストラリア20セント、カナダ25セント、フランス30サンチーム、シンガポール２ドル50セント、香港10セント、韓国525ウォン、ユーロ１セント、イタリア500リラ）。2．旧貨幣60銭。3．ＩＣカード２枚。4．旭日章１個。5．石１個。6．腕時計19個。7．紙箱１箱。8．懐中時計１個。9．カフスボタン３個。10．巾着袋２袋。11．金属片３個。12．木箱（インデックスシール貼付）１箱。13．記章１個。14．金杯４個。15．双眼鏡１個。16．ダーツ（ケース付き）１式。17．タイピン６個。18．タイピンカフスセット２式。19．手提げ鞄（サイコロ入り）１個。20．時計（キーホルダー付き）１個。21．ネームスタンプ（茄子鑢付き）１個。22．ネクタイピン１個。23．ネックレス６本。24．バッジ１個。25．ピアス１個。26．ピンバッジ１個。27．古銭ようのもの１個。28．ブレスレット８本。29．ブローチ７個。30．ペンダント５本。31．ペンダントトップ６個。32．宝石ケース１個。33．ポーチ（ネックレス入り）１個。34．ポーチ（チャック付き）１個。35．ボタン様のもの１個。36．メダル２個。37．指輪13個

平成29年検第17698号詐欺未遂被告事件（平成29年庁外領第7547号）　1．金塊ようのもの140個。2．金属片２個。3．紙片１枚。4．新聞紙１枚。5．地図１冊。6．ティッシュペーパー２枚。7．ノコギリの刃１本。8．ビニール袋２袋。9．リュックサック１個

千葉地方検察庁検察官

平成27年検第101480号住居侵入、窃盗被告事件（平成27年領第918号）　1．コインケース２個。2．腕時計27個。3．箱１箱。4．ピアス５組と２個。5．指輪４個。6．チェーン１本。7．ペンダント４個。8．ライター１個。9．現金５円。10．中華人民共和国マカオ特別行政区１毫。11．メダル１枚。12．テレホンカード184枚。13．プリペイドカード30枚。14．カード２枚。15．商品券248枚と１綴。16．図書券10枚。17．カード入れ２個。18．文具券２枚。19．宝くじ40枚。20．バッグ７個。21．ポーチ２個。22．財布26個。23．タバコケース１個。24．キーケース３個。25．袋４枚。26．封筒14枚。27．説明書１冊。28．紙片２枚。29．旅行券10枚。30．大韓民国１万ウォン。31．ボールペン１本。32．ＤＶＤボックス１組。33．プリペイドカード２枚及び商品券５枚の換金代金7,530円